

名刺交換をさせて頂いた皆様にお届けしています。

つくし会通信

発行：一般社団法人高齢期サポートつくし会 第8号 2016年10月

つくし会からのメッセージ

つくし会では、その活動の中で書籍や研修資料を見る機会が多くあります。また、新聞、雑誌、ネット等には様々情報が溢れています。そして、高齢者、障がい者に対応されている皆さんの日々の想いがあります。それらのほんの一部ではありますが、一つの紙面に集約し、お届けします。

気になっています 介護の担い手不足と外国人人材

介護の担い手は、2025年には約38万人が不足するとのことです。国をはじめ様々な検討が行われ、いろいろな取組みが行われているとは思いますが、具体的な成果を見聞きすることは残念ながらないです。こうした状況の中で、昨年3月から国会審議がスタートし、現在開会中の臨時国会（9・26開会）でも継続審議されている「技能実習法案」(注1)が気になっています。



突然法案の名前を言われても、「それって何??？」かも知れませんが、担い手不足が慢性化している介護の現場にとって大きな影響があるものと想像しています。議論や批判の多い法案だけれど、その概要を、細かな話は抜きにしてザックリと説明し、気になる事などを書いてみます。

「技能実習」は入管法(注2)に定める外国人の在留資格の一つで、その趣旨は次のとおりです。

「技能実習」の趣旨：国際貢献のため、開発途上国等の外国人を日本で一定期間受け入れ、職場での実習を通じて、技能・技術・知識を移転する制度

現在、この資格に基づき、農業、漁業、食品製造、機械・金属など71職種、130作業に約16万7000人の外国人が国内に在留しています。制度の趣旨は上記の通りですが、他方において、「実習生の行方不明」「残業代の未払」等の実態が指摘され、時にマスコミ報道もされているところです。

このため、同法案により、実習生受け入れ法人に対する指導監督権限を強化するなどの制度改正を行うとともに、併せて新たな職種として「介護」を追加するものです。ネット情報から受ける印象では、法案成立、介護職種の追加に対する業界の期待度は高いと感じます。



しかし、介護の職場は技能、技術というより、先ずは意思疎通が重要と思われ、そうした基本的な点が大丈夫なのか、気になるところです。また、実習生の賃金水準によっては、現在でも低いと指摘されている介護業界の賃金水準の固定化や低下につながるのではないかと、気になるところです。

日頃、担い手不足に頭を悩ませている介護施設の設置者、管理者の皆さんの目に、この法案はどのように映っているのでしょうか。そして、好むと好まざるとに関わらず、人材確保の選択肢の一つとして考えるのか否か、遠からず判断を迫られる時が来るのではないのでしょうか。そのためにも、法案成立に先立って、技能実習制度ってどんな制度？現在の運用実態は？今後どう変わる？などについて、概要程度は予め知っておいた方がよいのでは、と老婆心ながら、思っています。(注3)

入管法に定める在留資格27種：・外交・公用・教授・芸術・宗教・報道・高度専門職・経営・管理・法律・会計業務
・医療・研究・教育・技術・人文知識・国際業務・企業内転勤・興業・技能・技能実習・文化活動・短期滞在・留学
・研修・家族滞在・特定活動・永住者・日本人の配偶者等・永住者の配偶者等・定住者

(注1) 正式名称「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案」 (注2) 正式名称「出入国管理及び難民認定法」 (注3) 「技能実習法案」と併行して「入管法改正法案」が審議されており、新たな在留資格として「介護」を創設することが検討されていますが、ここでは話の混乱を避けるため触れませんでした。

つくし会活動報告

○札幌市社会福祉協議会手稲相談センターケアマネジャーの皆さんと懇談しました（8月30日）

つくし会の最近の活動事例を材料に、身元引受や身元保証について感ずるところをお話しさせていただきました。今後、一人暮らしや夫婦のみ世帯の高齢者の増加が予測されていますが、ケアマネジャーの皆さんの目の前には、もう既に、こうした人達の困難事例が増えて来ているのですね。民間事業者による身元引受、身元保証が今一つ不透明な印象もあって、公的あるいは準公的な支援の仕組みがあったら安心だけど、と感ずる今日この頃です。それが無理なら次善の策って何だろう・・・、と考えますが、いつか納得のいく答えにたどり着けるのだろうか。



○第20回手稲いきいきフェスティバルに参加しました（9月9日）

今年で20回目にもなるのですね。それも、他の区にはない手稲区独自のイベントとのこと。手稲区は高齢者向け取組みの先進区なのかな、手稲区って頑張ってるなあ～、と自分の住んでいる区を改めて見直す思いでした。私は全18コース（コースの数が凄い、また、全コース満員も凄い！）ある施設見学の中から特養、高齢者住宅コースに参加しました。ご一緒した8名の皆さんは、概ね60～70代の印象で、最初はお互い無口でしたが、昼食後は打ち解け合ってジョーク炸裂。人生経験に裏打ちされたユーモアを思い切り楽しませて頂きました。そして面白お喋りの引き金になった特養のお昼の特別メニューオムライス最高でした。フェスティバルの準備の中心となった手稲区第2包括の皆様、そして準備に参加された大勢の皆様、有難うございました。

○グループホーム運営推進会議でお話しさせていただきました

- ・(株) Human-system Japan(9月20日)

グループホーム自由の大地

テーマ：後見制度、相続、遺言

- ・(社福) 手稲ロータス会（9月26日）

グループホーム手稲ゆうゆう

テーマ：後見制度、相続、遺言



（投稿）笑顔に支えられて

（特非）ライフサポートネットあらいぶ在宅介護支援センター所長 工藤和香子

私たちケアマネジャーの仕事は、在宅生活を続けていく為にどのようなことでこれまでの生活を続けることが出来ないのか、また、どのような工夫をすると生活しやすくなるのかなど、利用者やご家族と共にお話を伺い、サービスの提案をさせていただきます。

例えば、物忘れが進み、調理をしたいが順番が解らない方には、ヘルパーと一緒に調理をしていきます。「今日のメニューは」と話しながら、「大根は千切りがいいわね」味噌汁の具材を見事な手さばきで切っていきます。上手く味噌汁が出来た時にはとても素敵な笑顔になります。そのような出来事を介護スタッフが報告してくれる時、私たちは利用者の方のその笑顔に支えられていると感じるので。また、退院されて帰宅される時、退院前に病院へ伺い、入院前と退院後の生活にはどのような変化があるのか、病院から帰宅した時の注意事項、不安や心配など、事前にお話します。状況によって、ベッドが必要であったり、訪問看護に来てもらったり、様々な支援を提案させていただきます。

「こんなこと相談してもいいのかしら・・・」と思ったらご連絡下さい。

札幌市手稲区前田9条15丁目4-7 TEL011-684-6840

一般社団法人 高齢期サポートつくし会	検 索	(文責) 代表理事 富 舂 和 夫
		(編集) 特定行政書士 松 岡 京 子
住所：〒006-0851 札幌市手稲区星置1条1丁目9番8号		
TEL：011-215-6972 FAX：011-215-6973		
E-mail：k-tmms@f7.dion.ne.jp つくし会通信は隔月発行です。		

お願い：今後この「つくし会通信」の送付をご希望されない場合は、恐縮ですがTEL、FAX、E-mail いずれの方法でも結構ですのでご連絡ください。